

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第1回）議事概要

1 日時 平成26年2月28日（金）10:00～11:45

2 場所 中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	舟田 正之	立教大学名誉教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、岩成官房参事官

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

※ 稲田内閣府特命担当大臣は、所用のため欠席。

4 会議次第

（1）開会

（2）梅溪内閣府審議官挨拶

（3）懇談会の運営について

（4）委員紹介

（5）独占禁止法と審査手続の概要の説明（公正取引委員会）

（6）懇談会の進め方について

（7）閉会

## 5 議事概要

- (1) 冒頭、梅溪内閣府審議官から、懇談会開催に当たっての挨拶があった。
- (2) 事務局から、懇談会開催の趣旨（資料2）及び稲田内閣府特命担当大臣による宇賀委員への座長指名について報告があった。
- (3) 独占禁止法審査手続についての懇談会運営規則（案）（資料4）について、事務局からの説明の後に議論を行い、懇談会の了承を得た。また、了承を得た同運営規則に基づき、宇賀座長が舟田委員を座長代理に指名した。
- (4) 各委員から、自己紹介を兼ねて問題意識等について発言があった。委員の主な発言の概要は次のとおり。
  - ・ 事件関係人（事業者）とその従業員との間には利益相反があるのではないかと。また、従業員に関しては、会社としての立場と個人としての立場があり、これらの点に留意した検討が必要である。
  - ・ 議論の前提として、調査手続に関する法令と現場の調査の実態について情報共有を行うことが重要である。
  - ・ 消費者の立場からは、公正取引委員会が市場において果たしてきた役割や独立性が損なわれないようにすべきである。
  - ・ 公正取引委員会による調査の有効性・実効性を高める観点から議論すべきである。
  - ・ 公正取引委員会の調査の際に事業者が直面する問題については、立入検査時及び供述聴取時における弁護士の立会いが認められれば、改善されるのではないかと。
  - ・ 審査手続に関しては、弁護士・依頼者間秘匿特権、調書の閲覧謄写等について意見を述べていきたい。
  - ・ 他の行政手続や刑事手続との整合性の確保が重要。また、諸外国の例も踏まえつつ議論すべき。
- (5) 公正取引委員会（松尾経済取引局長）から、独占禁止法と審査手続の概要（資料5）について説明があった。
- (6) 懇談会の進め方（案）（資料6）について、事務局からの説明の後に議論を行い、懇談会の了承を得た。なお、議論の際に、委員から出された主な意見の概要は、次のとおり。  
（検討の対象について）

- ・ 行政調査手続の対象は事業者であり、(犯則調査手続を経た) 刑事手続の対象は原則として自然人であることから、議論の拡散を防ぐために、まずは事業者を対象とする行政調査手続について議論することとし、犯則調査手続については除いてはどうか。
- ・ 改正法附則の条文から犯則調査が議論の対象にならないということはないと考えるが、議論を広げすぎると混乱するため、議論の対象を行政調査としつつ、公正取引委員会による行政調査がその過程で犯則調査に移行する可能性があることを視野に入れて議論することとしてはどうか。
- ・ 調査権限の強化についても議論の対象となり得るのではないか。

(第2回以降の会合時に行うヒアリングについて)

- ・ 中小企業を含む産業界の実態が分かるようなヒアリングを実施すべき。
- ・ 実際に多くの事件を担当した経験のある弁護士の意見を聞くべき。
- ・ 従業員個人の防御権に関する弁護士の意見も聞くべき。
- ・ 諸外国の事例を参考にするに当たり、特定の国に偏ることのないような人選をすべき。

(7) 当面の日程については、次回の会合から3回程度ヒアリングを行い、論点の洗い出しを行うこととされた。また、第2回会合は3月に開催することとするが、具体的な日時については追って調整することとし、第2回会合におけるヒアリング対象者の選定については、座長に一任された。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>